

新型コロナウイルス感染症に係る施設利用及びイベント等実施方針（暫定版）

2020. 3. 11 策定	2020. 4. 17 改定	2020. 7. 6 改定	2020. 8. 1 改定	2020. 8. 21 改定	2020. 9. 17 改定
2020. 3. 23 改定	2020. 4. 18 改定	2020. 7. 10 改定	2020. 8. 5 改定	2020. 8. 25 改定	2020. 9. 23 改定
2020. 3. 31 改定	2020. 5. 6 改定	2020. 7. 17 改定	2020. 8. 7 改定	2020. 9. 1 改定	
2020. 4. 3 改定	2020. 5. 20 改定	2020. 7. 20 改定	2020. 8. 14 改定	2020. 9. 7 改定	
2020. 4. 14 改定	2020. 5. 28 改定	2020. 7. 31 改定	2020. 8. 20 改定	2020. 9. 11 改定	

区分	方針
1 施設の 利用	<p>(1) 次のいずれかに該当する場合は、施設の利用を不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱、風邪等の症状がある場合 ・都道府県知事が他県等への移動の自粛要請を行うなどした都道府県※¹に居住する者の利用 <p>(2) (1)に該当しない場合は、施設利用に応じて次の感染予防対策を利用者が行った上で利用可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗い及び手指消毒の実施 ・ラケット等の個人で持ち込み可能な用具類の持参 ・中央競技団体等が競技別に定める感染拡大予防ガイドライン等に従ってスポーツ競技を行う場合を除き、人と人との間にはできる限り 2m、前後に並んで歩く場合には 5m 程度、前後に並んで走る場合には 10m 程度の距離の確保。これらの距離の確保が困難である場合は、マスクの着用 ・飲食を行う場合は、大皿の使用（トング等を使用する場合を除く。）、グラスの回し飲みなどを行わないこと。 ・会食を行う場合は、大声を出さないこと ・発声等を行う場合は、客席等との十分な距離を確保するなどの対策の実施 ・施設内でイベント等を主催する場合には、「2 イベント等の実施」に記載する基準を参考とした感染予防対策の実施 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和 2 年 8 月 7 日）が示した感染の状況に関する指標のうち、人口 10 万人当たりの 1 週間の新規感染者数が 15 人以上かつ感染経路不明な感染者の割合が 50% 以上の都道府県※²に居住する者については、住所及び氏名の記載並びに行動履歴の記録等の実施

2 イベント等の実施	(1) 次のいずれかに該当するイベント等は、中止又は延期 ・表の期間に応じ、それぞれ記載する参加人数等となるもの		
	令和2年9月18日まで	令和2年9月19日から11月30日まで	
	<ul style="list-style-type: none"> ・[屋内] 収容人数の半分を超える参加人数となるもの ・[屋外] 5,000人を超える参加人数となるもの ・全国的又は広域的な人の移動が見込まれるもの 	収容人数が1万人超	収容人数が1万人以下
		<ul style="list-style-type: none"> ・収容人数の半分を超える参加人数となるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・客の大声での歓声、声援等を伴うイベント※³については、原則、収容人数の半分を超える参加人数となるもの ・客の大声での歓声、声援等を伴わないイベント※⁴については、5,000人を超える参加人数となるもの（収容人数を超えるものを含む。）
	<ul style="list-style-type: none"> ・「三つの密」※⁵が回避できないもの ・都道府県知事が他県等への移動の自粛要請を行うなどした都道府県※¹に居住する者が来場するもの 		
	(2) (1)のいずれにも該当しない場合は、イベント等に応じて次の感染予防対策を主催者が行った上で実施		
	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱、風邪等の症状がある者への参加の自粛要請（看板設置等による呼びかけ） ・手指消毒剤等の設置 ・共有する物品又は設備の消毒 ・ラケット等の個人で持ち込み可能な用具類の持参の要請 ・中央競技団体等が競技別に定める感染拡大予防ガイドライン等に従ってスポーツ競技を行う場合を除き、人と人との間にはできる限り2m、前後に並んで歩く場合には5m程度、前後に並んで走る場合には10m程度の距離の確保。これらの距離の確保が困難である場合は、マスク着用の要請、間仕切り等の設置、入場規制などの措置を実施 ・飲食の提供を行う場合は、試食販売、大皿での提供（トング等を使用する場合を除く。）、グラスの回し飲みを行わないことなどの周知 ・会食を行う場合は、大声を出さないことの周知 ・発声等を行う場合は、客席等との十分な距離を確保するなどの対策の実施 ・キャッシュレス決済、コイントレイの使用、手配りによるパンフレット配布の回避などの接触感染防止対策の実施 ・参加者の滞留時間が概ね30分を超えるイベント等の場合は、参加者名簿の作成（参加者が特定できるものを除く。） ・イベント参加者に接触確認アプリ(COCOA)をインストールすることの促し ・新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和2年8月7日）が示した感染の状況に関する指標のうち、人口10万人当たりの1週間の新規感染者数が15人以上かつ感染経路不明な感染者の割合が50%以上の都道府県※²に居住する者に対して、住所及び氏名の確認並びに行動履歴の記録等の依頼 		

※1 「都道府県知事が他県等への移動の自粛要請を行うなどした都道府県」は、該当なし。（令和2年9月23日現在）

※2 「新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和2年8月7日）が示した感染の状況に関する指標のうち、人口10万人当たりの1週間の新規感染者数が15人以上かつ感染経路不明な感染者の割合が50%以上の都道府県」は、該当なし。（令和2年9月23日現在）

※3 「客の大声での歓声、声援等を伴うイベント」とは、音楽（ロックコンサート、ポップコンサート等）、スポーツイベント（サッカー、野球等）、公演（親子会公演等）、ライブハウスにおける各種イベントなどをいう。

※4 「客の大声での歓声、声援等を伴わないイベント」とは、音楽（クラシック音楽、合唱等のコンサート）、演劇等（ミュージカル、読み聞かせ等）、舞踊（バレエ等）、芸能・演芸（落語、漫才等）、公演・式典（各種講演会、説明会、各種教室等）、展示会（各種展示会、商談会）などをいう。

※5 「三つの密」とは、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）（新型コロナウイルス感染症対策本部決定））P7に記載する、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう。